

定 款

住友金属工业株式会社

定 款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、住友金属工業株式会社と称し、英文では Sumitomo Metal Industries, Ltd. と表示する。

第2条（本店の所在地）

当社は、本店を大阪市に置く。

第3条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 鉄鋼・非鉄金属及びそれらの合金の製造及び販売
2. 炭素製品その他無機化学製品・石炭化学製品及び樹脂類の製造及び販売
3. 電子機器及び部品並びにその材料の製造及び販売
4. 諸機械器具・プラント類・鋼構造物等の製造及び販売
5. 前各号に関する各種加工品・付属品及び副産品の製造及び販売
6. 土木・建築・プラント類その他各種建設工事の設計・監理・請負
7. 地域開発・都市開発事業並びに不動産の売買・賃貸・仲介及び倉庫業
8. スポーツ・娯楽・教育・医療等に関する施設の経営
9. 情報の処理・提供・通信その他情報サービス業及びソフトウェアの設計・製作・販売
10. 電気の供給事業
11. 一般廃棄物・産業廃棄物の収集・運搬・処理及び再生並びにその再生品の販売
12. 前各号に関する技術及びノウハウの販売
13. 前各号に掲げたものに付帯する一切の事業及び関連する一切の業務

第4条（機関）

当社は、株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式及び株主

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、100億株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、1,000株とする。

第8条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。

第9条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱い及び株主権の行使の手続等は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第10条（基準日）

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ②前項その他本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して株主若しくは登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定する日を定めることができる。

第3章 株主総会

第11条（招集の時期）

定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は必要があるときに招集する。

第12条（招集）

株主総会は、取締役会の決議によって社長が招集し、その議長となる。

- ②社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、法令に定めるところに従い、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報をインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第14条（決議）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第15条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第16条（議事録）

株主総会の議事については、議事録を作成し、これを当会社に保存する。

第4章 取締役及び監査役

第17条（員数）

当会社に取締役20名以内、監査役5名以内を置く。

第18条（選任）

取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ②取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第19条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

第20条（役付取締役及び代表取締役）

取締役会は、その決議によって取締役会長・社長各1名、副会長若干名を定めることができる。

- ②取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。

- ③代表取締役は、おのおの当会社を代表する。

- ④各代表取締役は、取締役会の決議により業務を執行する。但し、日常業務は、各代表取締役においてこれを専行することができる。

第21条（常勤の監査役及び常任監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役若干名を選定する。

- ②監査役会は、その決議によって常勤の監査役の中から常任監査役若干名を定めることができる。

第22条（報酬等）

取締役及び監査役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第23条（社外取締役との間の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項に定める取締役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 取締役会及び監査役会

第24条（目的）

取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務の執行を決定する。

- ②監査役会は、法令又は本定款に定める権限を有するほか、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

第25条（取締役会の招集）

取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。

- ②取締役会長に事故があるとき又は取締役会長が欠員であるときは、社長がこれにあたり、社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。
- ③取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日より3日前に発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第26条（監査役会の招集）

監査役会は、その決議によって監査役会の議長を定める。

- ②監査役会は、監査役会の議長が招集する。但し、必要があるときは、他の監査役が招集することを妨げない。
- ③監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日より3日前に発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第27条（決議）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

- ②監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第28条（議事録）

取締役会の議事については、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役が記名押印して、これを当会社に保存する。

- ②監査役会の議事については、議事録を作成し、出席した監査役が記名押印して、これを当会社に保存する。

第6章 会計監査人

第29条（選任）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第30条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

第31条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第32条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について取締役会の決議によって定めることができる。

第33条（剰余金の配当の基準日）

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当として剰余金の配当を行うことができる。

- ②当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行うことができる。
- ③前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

第34条（剰余金の配当の除斥期間）

金銭による剰余金の配当は、支払開始の日より満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

以 上

